条約

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第八号

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一・一条　目的
第一・二条　一般的定義
第一・三条　透明性
第一・四条　公衆による意見提出の手続
第一・五条　行政上の措置に関連する手続
第一・六条　審査及び上訴
第一・七条　腐敗行為の防止に関する措置
第一・八条　秘密の情報
第一・九条　租税
第一・十条　例外
第一・十一条　他の協定との関係
第一・十二条　実施取極
第一・十三条　合同委員会
第一・十四条　小委員会
第一・十五条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第一節　一般規則
第二・一条　定義
第二・二条　物品の分類
第二・三条　内国民待遇
第二・四条　関税の撤廃又は引下げ
第二・五条　関税上の評価
第二・六条　輸出補助金
第二・七条　輸入及び輸出の制限
第二節　セーフガード措置
第二・八条　二国間セーフガード措置の適用
第二・九条　条件及び制限
第二・十条　調査
第二・十一条　通報及び協議
第二・十二条　補償
第二・十三条　暫定的な二国間セーフガード措置
第二・十四条　世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係
第二・十五条　両締約国間の連絡
第二・十六条　見直し
第三節　他の規定
第二・十七条　ダンピング防止措置及び相殺措置
第二・十八条　国際収支の擁護のための措置
第二・十九条　物品の貿易に関する小委員会
第二・二十条　物品の貿易のための運用上の手続規則
第二・二十一条　輸出についての協力
第三章　原産地規則
第三・一条　定義
第三・二条　原産品
第三・三条　完全に得られる産品
第三・四条　原産資格割合
第三・五条　累積
第三・六条　僅少の非原産材料
第三・七条　原産資格を与えることとならない作業
第三・八条　積送基準
第三・九条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三・十条　代替性のある産品及び材料
第三・十一条　間接材料
第三・十二条　附属品、予備部品及び工具
第三・十三条　小売用の包装材料及び包装容器
第三・十四条　輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器
第三・十五条　関税上の特恵待遇の要求
第三・十六条　原産地証明書
第三・十七条　輸出に関する義務
第三・十八条　原産地証明書に基づく確認の要請
第三・十九条　原産品であるか否かについての確認のための訪問
第三・二十条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
第三・二十一条　秘密性
第三・二十二条　軽微な誤り
第三・二十三条　虚偽申告に対する罰則及び措置
第三・二十四条　雑則
第三・二十五条　原産地規則に関する小委員会
第三・二十六条　原産地規則のための運用上の手続規則
第四章　税関手続及び貿易円滑化
第四・一条　適用範囲及び目的
第四・二条　定義
第四・三条　透明性
第四・四条　通関
第四・五条　一時輸入及び通過物品
第四・六条　事前教示
第四・七条　協力及び情報の交換
第四・八条　税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会